

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- ◆ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です(注1)。

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。なお、当社では取引の勧誘を目的とした電話や個別訪問を一切行わないことを「勧誘方針」にて表明しています。

- ◆ 本取引は、少ない資金(保証金)を担保として大きな金額を取引することから大きな利益が得られることもある反面、大きな損失を被る可能性もあり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性があります。従いまして、お取引を行う場合は、本取引の内容を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- ◆ お取引に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社「お客様サポート」までご連絡ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みもご利用いただけます。

お問合せ先：特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C C)

フリーダイヤル：0120-64-5005(通話料無料)

ご利用可能時間：9:00~17:00(平日のみ)

(注1)ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の前日1年間に、2回以上のお取引をいただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

株式会社FXプライムbyGMO

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第259号

『ちよいトレFX』

契約締結前交付書面

(『ちよいトレFX』取引説明書/『ちよいトレFX』利用規約)

兼 投資顧問契約締結前交付書面

2022 年8月

株式会社FXプライムbyGMO

(この書面には、『ちょいトレFX』のご利用、および「投資顧問契約」を締結していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点のご利用開始前および投資顧問契約締結前にご確認ください。)

『ちょいトレFX』は、元本あるいは利益を保証した金融商品ではなく、取引対象である通貨の価格あるいは金利の変動等により損失が生ずることがあります。『ちょいトレFX』は、少ない資金(保証金)を担保として大きな金額を取引することから、大きな利益を得られることがある反面、大きな損失を被ることもあり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性もあります。なお、『ちょいトレFX』は投資助言に係るサービスであるため、お客様におかれましては、お取引を行われる前に、本書面を熟読し、『ちょいトレFX』の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、ご自身の責任においてお取引いただきますようお願いいたします。

【『ちょいトレFX』取引説明書】

この説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様に交付する書面で、同法2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』について説明します。

取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替保証金取引は、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令が適用される取引です。下記記載事項を熟読いただき、その内容を十分ご理解ください。

店頭外国為替保証金取引は、元本あるいは利益を保証した金融商品ではなく、下記のように様々なリスクを伴うことから、取引対象である通貨の価格あるいは金利の変動等により、お客様が多額の損失を被る可能性もあります。お客様におかれましては、お取引を行われる前に、本書面を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、ご自身の責任においてお取引いただきますようお願いいたします。

1. 為替相場・金利相場変動リスク

①『ちょいトレFX』は、少ない資金(保証金)を担保として大きな金額を取引することから、高いリスクを伴います。為替相場の小さな動きによってポジションの価値が大きく変動するため、利益が大きくなる可能性があります。損失が大きくなり、保証金以上の損失を被る可能性もあります。

②『ちょいトレFX』の注文は、ストラテジー(※)が発する売買シグナルに従い自動的に注文が発注されますが、約定までの瞬時の値動きにより、お客様に不利な約定価格となる場合もあれば、有利な約定価格となる場合もあります。また、当社の注文受付時間

外に売買シグナルが発生した場合は、注文受付開始後に注文が発注されるため、売買シグナルが発生した時点のレートから大きく乖離したレートで約定することがあります。さらに、為替相場の値動きが荒い等市場の状況によっては、スプレッド(売値と買値の開き)が拡大したり、約定価格が売買シグナルの発生時点のレートから大きく乖離したりして約定することや取引が不成立となることなどもあり、お客様が投資金額以上の損失を被る可能性があります。

③各国の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客様が『ちょいトレFX』のポジションを保有しつづける場合には、スワップポイントが受取りから支払いに転じる等金利変動のリスクがあります。

(※)ストラテジーとは、売買を行う条件(売買戦略)をプログラム化したものです。

2. 信用リスク

『ちょいトレFX』は、お客様との相対取引です。従って、当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る危険性があり、場合によっては投資金額以上の損失を被る可能性もあります。また、当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、お客様との取引について、インターバンク(銀行間)市場に参加している下記の金融機関とカバー取引を行っています。従って、そのカバー取引先金融機関の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。

商号または名称:JP モルガン・チェース銀行 業務内容:銀行業 監督を受ける外国当局:米国通貨監督局、米国連邦準備理事会
商号または名称:シティバンク, エヌ・エイ 業務内容:銀行業 監督を受ける外国当局:米国通貨監督局、米国連邦準備理事会、米国連邦預金保険公社
商号または名称:ドイツ銀行 業務内容:銀行業 監督を受ける外国当局:ドイツ連邦金融監督局
商号または名称:コメルツ銀行 業務内容:銀行業 監督を受ける外国当局:ドイツ連邦金融監督局
商号または名称:バークレイズ・バンク・ピーエルシー(バークレイズ銀行) 業務内容:銀行業 監督を受ける外国当局:英国金融行為監督機構及び英健全性監督機構
商号または名称:ユービーエス・エイ・ジー(銀行) 業務内容:銀行業 監督を受ける外国当局:スイス連邦銀行委員会

<p>商号又は名称: ゴールドマン・サックス・バンク・ユーエスエー 業務内容: 銀行業 監督を受ける外国当局: 米国連邦準備理事会、ニューヨーク州金融サービス局、米国消費者金融保護局</p>
<p>商号または名称: バンク・オブ・アメリカ、エヌ・エイ 業務内容: 銀行業 監督を受ける外国当局: 米国通貨監督局、米国連邦準備理事会</p>
<p>商号または名称: モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー LLC 業務内容: 金融商品取引業 監督を受ける外国当局: 米国連邦準備理事会、米国証券取引委員会 (SEC)、米国商品先物取引委員会 (CFTC)</p>
<p>商号または名称: ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー 業務内容: 証券業 監督を受ける外国当局: 英国金融行為監督機構及び英健全性監督機構</p>
<p>商号又は名称: 香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 業務内容: 銀行業 監督を受ける外国当局: 香港金融管理局 (香港 HKMA)</p>
<p>商号または名称: 株式会社みずほ銀行 業務内容: 銀行業</p>
<p>商号または名称: GMO クリック証券株式会社 業務内容: 金融商品取引業 (証券業)</p>
<p>商号または名称: 株式会社三菱UFJ銀行 業務内容: 銀行業</p>
<p>商号又は名称: クレディ・スイス銀行 (クレディ・スイス AG) 業務内容: 銀行業 監督を受ける外国当局: FINMA (スイス連邦金融市場監督機構)</p>
<p>商号又は名称: スタンダードチャータード銀行 業務内容: 銀行業 監督を受ける外国当局: 英国金融行為機構及び英国健全性規制機構</p>
<p>商号又は名称: ステート・ストリート銀行 業務内容: 銀行業 監督を受ける外国当局: ボストン連邦準備銀行</p>

なお、お客様からお預かりする現金保証金等(時価評価総額)は、当社の資産とは区分してみずほ信託銀行(銀行業)の信託口座にて管理(金銭信託)します。みずほ信託銀行の信託口座へ入金されるまでの間は、法令の定める金融機関(GMO あおぞらネット銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、PayPay銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行)における保証金入金専用の預金口座にて当社の資産とは区分して管理します。

3. 流動性リスク

『ちょいトレFX』の取引は、各国の通貨の売買に係る取引です。日本円をはじめ当社が扱っている通貨は、通常流動性が確保されています。また、当社は、お客様の注文を上記複数金融機関でカバーすることにより、できる限り流動性を確保するよう努めています。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が不活発な時間帯においては、レートを提示することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様のお取引が困難あるいは不可能となる場合があります。なお、当社の事業所が所在する地域で強度の地震が発生するなど大規模な災害が発生し、当社が安全に注文執行することが困難と判断した場合は、お客様の注文受付を一時停止する場合がございます。

4. 取引システムリスク

電子取引システムを利用した取引には、独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター、あるいは当社のコンピューターシステム等の故障・誤作動、または、当社が利用するクラウドサービス、第三者が提供する『ちょいトレFX』の取引に係るコンピューターシステム、通信回線等、『ちょいトレFX』の取引に係るシステムの故障・誤作動（電力供給制限等によるコンピューターシステム等の停止も含む）によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うこととなります。また、電子取引システムを利用されるお客様の個人情報などが窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等のリスクもあります。

また、いかなる場合も約定後に注文の訂正・取り消しを行うことはできません。お客様ご自身の判断と責任においてご利用いただき、当社は一切の責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

5. 取引手数料

『ちょいトレFX』のインターネット取引手数料は、取引数量にかかわらず新規・決済取引とも無料です。

6. クーリング・オフ

『ちょいトレFX』はストラテジーが発する売買シグナルに従い自動的に注文が発注されます。お客様から店頭外国為替保証金取引注文を受けたときは、当社はすみやかに当該注文を執行いたしますので、お客様が注文成立後に当該注文成立に係る契約を解除（クーリング・オフ）することはできません。

※上記は、当社が提供する『ちょいトレFX』に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

※カバー取引は、お客様が当社と行われる『ちょいトレFX』のお取引から独立した取引です。従って、カバー取引先として記載されている上記金融機関は、お客様が行われる『ちょいトレFX』のお取引について、お客様のお取引相手方となるものではなく、お客様の保証金やお取引

から発生し得る損失その他お客様のお取引の内容もしくは決済、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、上記金融機関は、お客様が行われる『ちよいトレFX』のお取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは、一切ありません。

金融商品取引業者の店頭外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替保証金取引、またはお客様のために店頭外国為替保証金取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下「店頭外国為替保証金取引行為」という）に関して、次のような行為は禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替保証金取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために店頭外国為替保証金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替保証金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問しまたは電話をかけて、店頭外国為替保証金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）
- d. 店頭外国為替保証金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替保証金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替保証金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替保証金取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替保証金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替保証金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産

上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為

- i. 店頭外国為替保証金取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替保証金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替保証金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替保証金取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます)
- m. 店頭外国為替保証金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替保証金取引契約に基づく店頭外国為替保証金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替保証金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替保証金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替保証金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替保証金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます)もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替保証金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替保証金取引をする行為
- s. 店頭外国為替保証金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます)

- t. 店頭外国為替保証金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替保証金取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替保証金取引を含みます v.において同じ)につき、お客様が預託する保証金額(計算上の損益を含みます)が金融庁長官が定める額(想定元本の 4% v.において同じ)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した保証金額(計算上の損益を含みます)が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合)には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合)にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること
- y. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

勧誘方針

当社は、以下の方針に則して適切な勧誘を行います。

1. 当社は、お客様ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして、適切な商品説明を行い、商品内容、リスクを十分にご理解いただくよう努めます。お客様に交付する本説明書、その他の書類、当社ホームページ等において、適切なお説明、ご案内を行い、お客様からのご要望があれば、口頭にてご説明いたします。
2. インターネットを媒体とする外国為替取引業者である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジン等の媒体を中心に行い、取引の勧誘を目的とした電話や個別訪問は、一切行いません。
3. 当社は、金融商品取引法を始めとする関係法令諸規則の遵守、徹底を確保するための社内管理体制の整備、強化に努めます。
4. 当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。また、当社の役職員は、個々においても専門知識の習得、研鑽に常に努めます。
5. 当社は、お客様により質の高いサービスをご提供するため、お客様からのお取引等についてのご意見をいつでも承ります。

店頭外国為替保証金取引『ちよトレFX』について

当社が提供する『ちよトレFX』の取引内容は次の通りです。

1. 取引通貨ペア

下記 14 通貨ペアをお取引いただけます。

米ドル円、ユーロ円、英ポンド円、豪ドル円、NZドル円、カナダドル円、スイスフラン円、シンガポールドル円、香港ドル円、南アフリカランド円、ユーロドル、英ポンドドル、豪ドル米ドル、ユーロポンド

2. 取引方法

インターネット回線を経由して当社が提供する取引画面から取引ができます。

電話・FAXによるお取引はいかなる場合でも一切受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

3. 取引手数料

インターネット取引手数料は無料です。

※投資助言に係る報酬は、取引数量 1,000 通貨毎に 1 円(消費税込)です。

4. 取引単位

全通貨ペア共通で、1,000 通貨単位で売買できます。

本取引に係る 1 取引当たりの数量上限、および 1 日当たりの数量上限は、当社が別途定めるものとします。

5. 取引時間

	取引時間	注文受付時間
米国標準時間	日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から 土曜日午前 7 時 00 分まで	日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から 土曜日午前 6 時 50 分まで
米国夏時間	日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から 土曜日午前 6 時 00 分まで	日本時間 月曜日午前 7 時 00 分から 土曜日午前 5 時 50 分まで

※火曜日から金曜日の午前 6 時 57 分(米国夏時間:午前 5 時 57 分)から開始するシステムの日次処理及びバックアップ処理の間は、注文の受付ができない場合があります。

※土曜日の注文受付終了と同時に為替レートの配信を停止し、注文受付停止後の為替レートは月曜日の午前 7 時 00 分に配信いたします。

※注文受付時間外の為替変動によって売買シグナルが発生した場合は、注文受付開始後に注文が発注される場合があります。したがって、売買シグナル発生時の価格とは乖離した価

格で約定する場合があります。

6. 取引レート

『ちよいトレFX』では、お客様は、外国為替市場の実勢である当社カバー取引先金融機関が提供する為替レートに基づいて当社が提示した為替レートで売買を行う事ができます。テレビ、新聞、インターネット等他の情報媒体が表示する為替レートはあくまで市場の参考価格に過ぎないこともあり、当社がお客様に提示するレートと異なることがあります。また、当社が提示する為替レートには、売値と買値の開き(スプレッド)があり、レートの桁数は対円通貨ペアが小数第 3 位まで、対ドル、対ポンド通貨ペアが小数第 5 位まで表示されます。取引レートの呼値の最小変動幅は、対円通貨ペアが 0.001、対ドル、対ポンド通貨ペアが 0.00001 (1,000 通貨を取引単位とした場合の 1 呼値あたりの損益額は、対円通貨ペアが 1 円、対ドル通貨ペアが 0.01 ドル、対ポンド通貨ペアが 0.01 ポンド)です。なお、お客様からの注文は銀行等複数の金融機関にてカバーし、最終的にインターバンク市場で執行されます。

なお、当社では相場急変時等において複数のカバー取引先金融機関から為替レートの提供がなくなった場合、または提供されている為替レートが一定の基準値を満たさなくなり市場実勢を反映していないと当社が判断した場合において、お客様への為替レートの配信及びお客様の注文執行を一時停止することがございます。その後、複数のカバー取引先金融機関から為替レートの提供が行われている場合、提供されている為替レートが市場実勢を反映したレートであると当社が判断できた場合において、お客様への為替レートの配信及びお客様の注文執行を再開いたします。

ただし、相場状況等によっては、複数のカバー取引先金融機関といった数によらず、カバー取引先金融機関から提供されている為替レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への為替レートの配信及びお客様の注文執行について停止・再開を行う場合があります。なお、為替レートの配信を停止している間の相場動向によっては、再開後の為替レートがお客様のポジションのロスカット※基準価格を大きく割り込む場合があります。その場合、再開後の為替レートでロスカットの時価評価が行われるため、ロスカット基準価格付近でロスカットされた場合に比べて、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、お客様からお預かりした保証金以上の損失が発生する場合があります。

※ロスカットについては「15.ロスカットルール」をご参照ください。

※取引画面上に表示される始値、高値、安値、終値は売値、買値の双方を表示していませんので、これらのレートで売買両方の注文が執行されるわけではありません。

7. ストラテジー

ストラテジーとは、売買を行う条件(売買戦略)をプログラム化したものです。『ちよいトレFX』では、お客様自身で作成したストラテジーや当社が提供するストラテジーをご自身の判断で利用して取引することができます。お客様がストラテジーの運用を開始すると、そのストラテジーの発する売買シグナルに従い、自動的に注文が発注されます。

※お客様自身で作成されたストラテジーや当社が提供するストラテジーの動作については、ス

トラジェジーが発する売買シグナルに基づいて注文が発注されます。そのため、トラジェジーの運用や売買シグナルの発生有無および注文結果がお客様の意図しない場合であっても、約定後に注文の訂正・取り消しを行うことはできません。お客様ご自身の判断と責任においてご利用いただき、当社は一切の責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

※トラジェジーが発する売買シグナルに基づいた注文が、電子取引システムやハードウェア、ソフトウェア、通信環境等予期せぬ事象等により、正常に発注されない、発注されたが受注サーバに到着しない等により約定しない場合がございますが、当社は一切の責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

※売買シグナルは中値を基準として発生します。ただし、新規条件・決済条件の両方に同時に適合した場合は、売買シグナルは発生しません。

※1つのトラジェジーが同時に保有できるポジション数は1つです。従って、すでにポジションを保有しているトラジェジーが新たに新規条件に適合した場合は、売買シグナルは発生しません。

※当社では一般的なテクニカルの数値を用いたトラジェジーの検証は行っておりますが、極端な数値や過度に条件を組み合わせたトラジェジーや極端に多くのトラジェジーを運用した場合についての動作の保証は致しかねます。お客様ご自身の判断と責任においてご利用いただきますようお願いいたします。

※お客様が作成したトラジェジーのすべての権利は当社に帰属し、当社のお客様に公開・提供する場合があります。

※トラジェジーの保存可能数および同時稼働数には上限があります。上限は当社ホームページの「取引概要(『ちよいトレFX』)」をご確認ください。

8. 注文方法

① 売買シグナルの発生による注文

お客様の運用中トラジェジーが発する売買シグナルに基づいて、自動的に新規・決済の成行注文を行う方法です。

※ポジションの決済は、手動で行うこともできます。

② 手動注文

お客様の任意の操作により、市場の実勢レートで新規・決済の成行注文を行う取引方法です。

9. 注文種類

成行注文のみ

※成行注文は、お客様が一定のレートを指定せず、通貨ペアの別、取引の数量、売り買いの別のみを指定する注文方法です。成行注文は、当該注文を約定処理する時点でのレートで約定します。

※スリッページについて

お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差が生じ

る場合があります。当該価格差は、お客様の端末と当社取引システムとの間の通信および当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過により発生するものです。そのため、約定価格がお客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

10. 約定

お客様が運用しているストラテジーが売買シグナルを発すると、そのシグナルに基づいて自動で注文が発注され、当社取引システムが注文を受付した場合には注文が成立(約定)します。なお、複数のお客様が同条件のストラテジーを運用している場合など、当社に対する注文がほぼ同時に複数発生した場合、当社は順次注文を約定させるため、外国為替相場の状況によっては、同条件のストラテジーであっても約定価格が異なる場合があります。

11. 値幅制限

株式、商品市場等と異なり、外国為替取引では値幅制限がありません。

12. 必要保証金

取引に必要となる保証金は、取引通貨ペアの想定元本に 4%を乗じた金額となります。

例: 米ドル円が 100.000 円の場合、米ドル円 1,000 通貨を取引するには、4,000 円(100.000 円 × 1,000 通貨 × 4%)が必要です。

※保有ポジションに係る必要保証金を「使用中保証金」といい、取引に使用可能な保証金のことを「使用可能保証金」といいます。

※両建ては、取引レートに売値と買値の開き(スプレッド)があり取引コスト及び証拠金の負担が 2 倍になること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くことから、当社は一切お勧めしていません。

13. ロールオーバー

『ちよいトレFX』は、外国為替直物取引です。外国為替直物取引では、通常、取引が成立した日の 2 通貨営業日後に実際に資金の受渡しが行われますが、『ちよいトレFX』は差金決済を行いますので、決済当日にお客様の外国為替取引口座を通じて、売買損益のみ受け渡しが行われます。また、スワップポイントを加減算することにより、そのポジションの受渡日を 1 通貨営業日ずつ繰り延べること(ロールオーバー)ができます。お客様は、ポジションが決済されるまでこのロールオーバーを続けることにより、ポジションを維持することができます。

14. スワップポイント

ポジションをロールオーバーする際に、保有ポジションの対象通貨の金利差から発生する差額のことを「スワップポイント」といいます。外国為替取引を行った時、お客様が「売る通貨」を借りて「買う通貨」を預金するとお考えください。「買った通貨」の金利が「売った」通貨の金利よ

り高い場合には、金利差相当額を受取ることができ、逆の場合には、金利差相当額を支払うこととなります。

※スワップポイントには売値と買値の開き(スプレッド)があり、支払いと受取りの金額が異なります。

※スワップポイントの受払いは、各国の金利情勢等により変動し、市場金利の動きに応じて日々変化します。そのため、その時々各国の金利水準によってスワップポイントの受払いの金額が変動したり、場合によっては受払いが逆転したりする可能性があります。

※日々のスワップポイントの受払い額は、当社ホームページ及び取引画面内にてご確認ください。

※ポジションをロールオーバーする場合、スワップポイントは1円(セント、ペニー)未満の端数も含めて日々加算されていきますが、決済時には1円未満の端数を切り捨てます。売買損益についても決済時の端数の取扱いは同様です。

15. ロスカットルール

『ちよトレFX』では、一定間隔でお客様の取引口座の時価評価を行います。時価評価の時点において、お客様の使用可能保証金(時価評価総額－使用中保証金)が0円を下回っていた場合(維持率が100%を下回った場合)、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座について当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算によって、お客様が『ちよトレFX』で保有しているポジションの反対売買を行い、強制的に決済(成行注文)することができます。ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について、当社が一定の間隔で監視を行なっている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、お客様が当社に預託された資金を上回る損失が生じる可能性もあります。

また、お客様がストラテジーを複数運用している際に、同時に複数の注文が発生した場合には、約定直後に維持率が100%を下回りロスカットの対象と判断されることがございます。

時価評価総額: 取引口座の現金残高に評価損益を加減した金額

使用中保証金: 想定元本(取引通貨の数量×取引レート)の4%の金額の合計

16. 取引口座の不足金の解消方法

『ちよトレFX』取引口座の時価評価総額がマイナス(以下、「不足金」といいます)となった場合には、「代表口座」からの資金振替によって速やかにマイナスを解消していただく必要があります。その状態を解消するまでの間は、「代表口座」からの出金ができなくなります。

また、『ちよトレFX』取引口座の不足金が翌営業日の日本時間15時までには解消されない場合には、当社は同時刻以降に、お客様に通知することなく、「代表口座」および「その他口座」の振替可能額の範囲内で『ちよトレFX』取引口座に資金を振り替え、不足金に充当します。それでも不足金が解消されない場合には、お客様が「代表口座」および「その他口座」で保有

しているポジションを、当社が任意に決済し、なおかつ、未約定の新規注文の取消も行った上で、『ちよいトレFX』取引口座に資金を振り替えます。

その時点でもなお不足金が解消されない場合には、当社より不足額の請求手続きをとることになりますので、あらかじめご了承ください。

※「その他口座」とは、外国為替取引約款第3条第1項に規定される「その他口座」のこと。

17. 保証金

保証金とは、取引を行うために必要な資金のことですが、当社では、現金(日本円)のみを保証金としてお預かりします。『ちよいトレFX』取引口座への入金、お客様の「代表口座」からの資金振替によってのみ受け付けます。『ちよいトレFX』取引口座へは直接入金できませんので、あらかじめご了承ください。

※「代表口座」と『ちよいトレFX』取引口座との間の資金振替は、振替手続完了後、それぞれの取引画面に反映されます。

※下記時間帯は、日次処理またはメンテナンス時間のため、資金振替ができませんので、ご注意ください。

【米国標準時間の期間】 日本時間午前 6 時 50 分～午前 7 時 30 分
(土曜日は日本時間午前 6 時 50 分～午前 11 時 00 分)

【米国夏時間の期間】 日本時間午前 5 時 50 分～午前 6 時 30 分
(土曜日は日本時間午前 5 時 50 分～午前 11 時 00 分)

※メンテナンス時間の延長等で振替可能時間が前後する場合があります。

※「代表口座」への入金方法及び振込手数料については、「『選べる外貨』取引説明書」にてご確認ください。

18. 保証金の返還

『ちよいトレFX』取引口座からお客様の登録金融機関への出金は、「代表口座」を經由して行っていただきます。『ちよいトレFX』取引口座の現金残高から「使用中保証金」、「評価損」の合計額を差し引いた金額がプラスである場合には、その金額の範囲内で「代表口座」へ資金を振り替えることができます(「評価益」は資金振替の対象になりません)。ただし、『ちよいトレFX』取引口座に保有ポジションがある場合には、資金振替の直後に強制ロスカットとなる可能性もありますので、使用可能保証金の変化に十分ご留意の上、お手続きください。

※「代表口座」からお客様の登録金融機関への振込は 00:00～14:59 までの出金依頼は翌銀行営業日に、15:00～23:59 までの出金依頼、土日および祝日の出金依頼は翌々銀行営業日となります。

※「代表口座」と『ちよいトレFX』取引口座との間の資金振替は、取引画面での手続完了後、それぞれの取引画面に反映されます。

19. 交付書類について

当社は、お客様が行われた取引及び入出金をご自身で速やかにご確認できるように、以下の各種書類を作成し、遅滞なく電磁的方法により交付（電子交付）いたします。お客様は、その内容について、PDFファイルにてご確認いただけます。

取引報告書

お客様の各売買取引の内容に関する報告書

取引残高報告書（兼入出金通知書）

お客様のポジションの状況、入出金履歴及び外国為替取引口座の状況に関する報告書

『ちよいトレFX』取引説明書、『ちよいトレFX』利用規約についても電子交付いたします。お客様は、その内容について、PDFファイルにてご覧いただくことができます。

※一部書類については、電子交付によらず書面交付による場合がございますのであらかじめご了承ください。なお、電子交付の場合にも、記載事項を印刷することができます。

※当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の「お客様サポート」にご照会ください。

20. 書類の発行手数料

以下の書類について、郵送を希望される場合、発行手数料をご負担いただきます。

※お客様がご自身でプリントアウトする場合、発行手数料はかかりません。

① 対象となる書類

- ・取引報告書
- ・取引残高報告書（兼入出金通知書）
- ・損益証明書
- ・お客様 ID・パスワード通知書
- ・契約締結前交付書面
- ・個人情報開示請求

② 発行手数料

1 書類あたり：1,100 円（消費税込）

取引報告書、取引残高報告兼入出金通知書は 1 か月単位を 1 書類、1 書類あたり上限は 100 枚とします。

③ 発行手数料の徴求方法

- ・当社代表口座をお持ちのお客様

お客様の代表口座より発行手数料を引き落とします。

※代表口座に発行手数料相当の口座残高がない場合には発行できません。

・当社代表口座を解約しているお客様

当社の所定の銀行口座に、発行手数料をお振込みください。

銀行口座は別途ご案内いたします。

④ 発行のご依頼方法

下記メールアドレス宛に、氏名、生年月日、住所をご記入の上、ご依頼ください。

お客様サポート: customer@fxprime.com

21. 税金について

『ちよイトレFX』のお取引から発生する※確定利益金(スワップ益を含む)は、2012年1月1日の取引以降、雑所得として申告分離課税の対象となり、お客様ご自身で確定申告する義務があります。

『ちよイトレFX』の投資助言報酬には、消費税が課税されます。なお、投資助言報酬は取引数量1,000通貨毎に1円(消費税込)です。

※未決済ポジションの評価損益は課税対象外となります。

※当社は、確定した取引損益額を記載した「支払調書」を税務署へ提出します。

※『ちよイトレFX』のお取引に係る損益証明書は、PDFファイルにてご確認いただけます。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されます。

※今後、税制改正等が行われた場合、税金の取扱いが変更となる可能性があります。

22. 契約終了

「外国為替取引約款」第30条に記載する事由が生じたお客様については、『ちよイトレFX』の契約が終了となります。

23. 通話録音

当社は、お客様との通話を録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

24. カバー取引

当社では、お客様の売買注文に対し、通貨ペアごとにお客様同士の売買注文をマッチングさせ、ネットポジション額が、一定額に達した場合は、適切なカバー取引先にカバー取引が行われるようにするシステムを構築しており、毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る相場変動リスクを一定額以下に抑えられるように管理しています。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「取引のリスク等重要事項について」に記載されている通りです。

店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』の手続きについて

お客様が当社と『ちょいトレFX』の取引を行う際の手続きの概要は次のとおりです。

1. 『ちょいトレFX』の口座開設

本説明書を熟読いただき、取引の仕組み及びリスクを十分ご理解された上で、口座開設をお申込みください。『ちょいトレFX』の取引口座は、当社の「代表口座」をお持ちの個人のお客様のみがお申込みいただけます。「代表口座」の開設方法は、「『選べる外貨』取引説明書」に準じます。

2. 『ちょいトレFX』の口座開設申込方法

当社ホームページからログインし、お申し込みください。取引口座の開設に当たっては、取引の仕組みやリスクをご理解いただいた上で、ご自身の判断と責任において取引を行うことなどを確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

3. 保証金の入金

『ちょいトレFX』取引口座に保証金を入金いただくことにより、お取引を開始できます。『ちょいトレFX』取引口座への入金は、お客様の「代表口座」からの資金振替によってのみ受け付けます。

4. 注文の指示事項

『ちょいトレFX』の注文をするときは、次の事項を正確に指示してください。

- ① 注文する通貨ペア
- ② 売付取引または買付取引の別
- ③ 注文数量
- ④ その他お客様の指示によることとされている事項

5. 注文の種類

『ちょいトレFX』の注文の種類は、成行注文のみとなります。

成行注文とは、一定のレートを指定せず、通貨ペアの別、取引の数量、売り買いの別のみを指定する注文方法です。成行注文は、当該注文を受注した時点でのレートで執行されます。ストラテジーが発する売買シグナルに基づいて発注される注文、また、お客様の任意の操作による手動注文、その他『ちょいトレFX』で発注できる注文はすべて成行注文となります。

※注文方法については、本書面「店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』について」の「9. 注文方法」にてご確認ください。

6. 注文の取消・変更

『ちょいトレFX』の注文の種類は成行注文のみであるため、注文の取消・変更を行うことはできません。

7. 注文をした取引の成立

お客様の『ちょいトレFX』の取引に係る注文が成立した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。(詳しくは、本書面「店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』について」の「21. 交付書類について」にてご確認ください。

8. 当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

①会社概要

商号等：株式会社FXプライムbyGMO(金融商品取引業者)

関東財務局長(金商)第 259 号

加入する協会：一般社団法人 金融先物取引業協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

本社所在地：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス

設立：2003年9月24日

代表者：代表取締役社長 安田 和敏

資本金：1億円

主たる事業：相対による店頭デリバティブ取引及びその付帯関連業務

連絡先：電話番号 03-5489-7130

FAX 03-5489-7145

E-mail customer@fxprime.com

お問い合わせ受付時間 午前9時00分～午後5時00分

(平日のみ)

②苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決のための裁判外紛争解決制度※について、金融商品取引業者及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

・電話番号：0120-64-5005(フリーダイヤル)

・URL：<https://www.finmac.or.jp/>

※裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きのこと。ADR(Alternative Dispute Resolution)ともいう。

(2022年8月6日改定)

『ちょいトレFX』利用規約

第 1 条（本規約の趣旨）

本規約は、お客様が当社との間で、インターネットを利用して行う店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』（以下、「本取引」という）に関する取り決めであり、お客様には、本取引を行うにあたり、本規約のすべての条項に同意していただくものとします。

2. 本取引は、「外国為替取引約款」第 3 条に同意され、『ちょいトレFX』取引口座を開設されている個人のお客様だけ行うことができます。本規約に定めのない事項については、「外国為替取引約款」が適用されます。

第 2 条（自己責任の原則）

お客様は、本書面を熟読し、本取引の内容及び仕組みを理解の上、本規約に記載されている事項をすべて了解して、自らの判断と責任において当社と本取引を行うことを承諾するものとします。

第 3 条（『ちょいトレFX』取引口座の開設と振替）

お客様は、本取引を行うことを目的として、本書面に同意したうえで申込まれ、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、『ちょいトレFX』取引口座を利用できるものとします。（『ちょいトレFX』取引口座は、「外国為替取引約款」第 3 条に規定される「その他口座」に該当します。）本取引に係る保証金、為替差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて『ちょいトレFX』取引口座を通じて処理されます。

2. お客様が当社と本取引を行うには、「外国為替取引約款」第 3 条に規定される「代表口座」から『ちょいトレFX』取引口座に資金を振り替えて行うものとします。

3. 本取引によりお客様の『ちょいトレFX』取引口座の時価評価総額がマイナス（以下「超過損失」という）となった場合は、「外国為替取引約款」第 3 条 8 項に規定される方法を以って、当該超過損失分を解消するものとします。

第 4 条（外国為替取引約款の準用）

以下の事項については、それぞれ「外国為替取引約款」の次に定める条項を準用するものとします。

- (1)「外国為替取引約款」第 5 条第 1 項(決済)
- (2)「外国為替取引約款」第 16 条(支払不能または不能となる虞がある場合における決済方法等)
- (3)「外国為替取引約款」第 17 条(不可抗力における決済方法等)
- (4)「外国為替取引約款」第 18 条(差引計算)
- (5)「外国為替取引約款」第 33 条(サービス内容の変更)

第 5 条（取引レート）

お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示したレートが、本取引に適用されることを承諾するものとします。

2. 市場環境等により、『ちよいトレFX』におけるお客様の注文が必ずしもお客様が意図したレートと一致しないことがあります。

第 6 条（保証金等）

お客様は、当社と本取引を行うに際し、当社が定める保証金額以上の金銭(日本円)を当社が定める方法によりあらかじめ『ちよいトレFX』取引口座に預託するものとします。

2. 当社は経済情勢の変化、法令・規則の改正等に伴い取引に必要な保証金額を変更することができるものとし、当社が保証金額を変更したときは、お客様の未決済ポジション及び未約定の新規注文に対しても変更後の保証金額が適用されるものとします。

3. お客様が振替出金可能額の全部または一部の返還を請求する場合、当該請求に係る金額を『ちよいトレFX』取引口座から代表口座に振替後、代表口座から出金手続きを行うものとします。

4. 当社が、前項に定める振替を通常の手続に従って行ったにもかかわらず振替に遅延が生じた結果、お客様に損失または損害が発生しても、当社は一切の責任を負いません。

5. お客様が当社に預託する保証金その他、取引に係る金銭に対して、当社は付利いたしません。

第 7 条（売買注文の明示）

お客様が、当社に本取引の売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示します。

- a. 通貨ペア
- b. 売買の別
- c. 注文数量
- d. その他お客様の指示によることとされている事項

第 8 条（取引時間及び注文受付時間）

本取引に係る取引時間及び注文受付時間は、『ちよいトレFX』取引説明書に定めるものとします。

第 9 条（取引数量）

本取引においてお客様が取引できる数量は、『ちよいトレFX』取引説明書に定める範囲内とします。

第 10 条（注文の取消・変更）

お客様は、本取引の注文を取消あるいは変更することができません。

第 11 条（約定の取消）

本取引において約定が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、当該取引を取消することができるものとします。なお、約定が取消されることにより生じるお客様の損失・損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) お客様の『ちよいトレFX』取引口座の時価評価総額が、取引に必要とされる保証金額に満たない場合の新規取引
- (2) お客様の取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合
- (3) 何らかの理由で市場価格に基づかないレートにより約定した場合
- (4) その他、取引の健全性に照らし、当社が不相当と判断した場合

第 12 条（ロスカット及び超過損失の解消）

本取引においてお客様の『ちよいトレFX』の使用可能保証金（時価評価総額－使用中保証金）が 0 円を下回った場合、当該時点をもってロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された取引口座について当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、すべてのポジションを強制的に決済することができ、かつ、すべての未約定注文を取消できるものとし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客様に帰属するものとします。

2. お客様は、前項に定める強制決済により、超過損失が発生する場合もあることを承諾するものとします。

3. 前項の場合には、お客様は直ちに代表口座から『ちよいトレFX』取引口座に振替入金を行い、超過損失を解消するものとします。

4. 前項に規定する振替入金によっても、超過損失が解消されない場合、またはお客様が前項の規定を直ちに行わない場合には、第 3 条第 4 項の規定が適用されるものとします。

第 13 条（『ちよいトレFX』に係る報酬等）

お客様は、本書面に定める報酬等を当社に対し支払うものとします。

第 14 条（免責事項）

次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害について、当社は、一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失及び損害
- (2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失及び損害
- (3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失及び損害
- (4) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失及び損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害

(5)お客様 ID 及びパスワードの誤入力、忘却等、お客様ご自身の責任により本取引に係る注文が出せなかったことにより生じた損失及び損害

(6)お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様のお客様 ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた本取引により生じた損失及び損害

(7)当社所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、預託した有価証券等の返還その他の処理が行われたことにより生じた損失及び損害

(8)上記各号の事由によりお客様の注文あるいはロスカットが執行されなかったことにより生じた損失及び損害

(9)当社が故意または重過失による介入することなく、お客様ご自身の判断で『ちよいトレFX』に提供されたストラテジーを選択し、その取引によって生じた損失

(10)その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

第 15 条（解約）

次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は本規約に基づく契約を解約することができるものとします。ただし、解約時においてお客様が当社と行う本取引の未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本規約に基づく債務が残存する場合には、その限度において本規約その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。

(1)お客様に「外国為替取引約款」第 30 条各項各号のいずれかの事由が発生したとき

(2)お客様が本規約の条項のいずれかに違反していると当社が判断したとき

(3)第 20 条に定める本規約の変更にお客様が同意しないとき

2. 前項により本規約に基づく契約が解約された場合には、代表口座及びその他口座における取引及び契約も同時に解約されるものとします。

3. 当社は、本条により本規約に基づく契約が解約された場合においてお客様に生じた損失及び損害については、当社に故意または重過失がない限り一切その責任を負わないものとします。

第 16 条（解約による清算）

前条の規定に従い本規約が解約された場合は、その期限の如何にかかわらず、お客様のすべての未決済ポジションを、お客様の計算において、当社が任意に反対売買して本取引を終了させ、終了させたすべてのポジションに係る売買損益金の総額に保証金残高を加えた金額について、余剰金があれば、当社は当該金額をお客様に支払い、不足金があれば、お客様は当該金額を当社に直ちに支払うものとします。

第 17 条（クーリング・オフ）

『ちよいトレFX』で約定した注文は、取引の性格上、クーリング・オフはできないものとします。

第 18 条(両建て取引)

同一通貨ペアの売りポジションと買いのポジションを同時に保有することを両建て取引と言います。両建て取引は、取引レートに売値と買値の開き(スプレッド)があり取引コスト及び保証金の負担が 2 倍になること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くことから、当社は一切お勧めしていませんが、ストラテジーの選択によっては両建て取引が行われることをお客様はあらかじめ了承しているものとします。

第 19 条 (本書面の変更)

当社は、本書面の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとします。

第 20 条 (本規約の変更)

本規約の内容は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の業務上必要が生じた場合には変更されることがあります。

2. 前項の変更内容がお客様の従来の特権を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を当社の定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社が定める期限までに異議の申出がないときは、お客様はその変更同意したものとみなします。

第 21 条(その他)

本書面に定めがない事項が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、お客様と当社双方が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

第 22 条 (適用法令及び合意管轄)

本規約は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。また、お客様と当社との間の本取引及び本規約に起因するまたは関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2020 年 12 月 25 日改定)

【『ちょいトレFX』投資顧問契約締結前交付書面】

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により、当社がお客様との間で投資顧問契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。

当社の投資顧問契約は、金融商品取引法第2条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する店頭外国為替保証金取引『ちょいトレFX』において、売買シグナルを発するストラテジー及びストラテジーを構成するテクニカル指標を搭載した取引画面、またその付帯サービスを提供することにより、お客様に対して投資助言を行うことを約束するものです。

また、当社が提供する『ちょいトレFX』のサービスを利用した取引のすべては、当社による投資助言を受けたものとします。

当社の助言に基づいて、お客様が取引を行った成果はすべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、取引の結果、お客様に損失が発生しても当社はこれを一切補償する責任を負いません。

【当社の概要】

商号 : 株式会社FXプライムbyGMO
本社所在地 : 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス
設立 : 2003 年 9 月 24 日
代表者 : 代表取締役社長: 安田 和敏
主要株主 : GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
資本金 : 1 億円
事業内容及び方法 : 金融商品取引業、商品先物取引業、
投資助言及びその付帯関連業務
分析者・投資判断者 : 安田 和敏
助言者 : 安田 和敏
連絡先 : お客様サポート
電話番号 0570-034-788
FAX 03-5489-7145
E-mail customer@fxprime.com
お問い合わせ受付時間
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分(平日のみ)
登録番号 : 関東財務局(金商)第 259 号
加入する協会 : 一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会、日本商品先物取引協会

※当社の加入協会では会員名簿を各協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

【当社の苦情処理措置について】

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記【当社の概要】の連絡先です。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。
 - ①お客様からの苦情等の受付
 - ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
 - ③解決案のご提示・解決
- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からの苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(月曜日～金曜日／午前9時～午後5時 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者の苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

【当社の紛争解決措置について】

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入

- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

【当社が行う業務】

当社は投資助言業のほかに、第一種金融商品取引業を行っております。

【助言の内容及び方法】

当社は、お客様が『ちょいトレFX』のサービスにおいて、取引を行う目的に限定して金融商品取引法第2条第8項第11号に規定する投資助言の行為を行います。

【契約期間・報酬】

契約期間:お客様が『ちょいトレFX』のサービスの利用を申し出た(投資顧問契約を締結した)日から、お客様が『ちょいトレFX』のサービスの利用停止(投資顧問契約の解除)を申し出るまでの期間。

報酬の額:取引数量 1,000 通貨単位毎に 1 円(消費税込)

支払の時期:取引成立時に徴収するものとする

※上記の報酬は、スプレッドに含まれており、注文方法の区別なく、すべての取引成立時に徴収します。

【契約の解除】

(1)クーリング・オフ期間内の契約解除(10日以内の契約の解除)

当社との投資顧問契約を締結したお客様は、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面または電磁的記録を受け取った日から起算して10日以内に、書面または電磁的記録により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面または電磁的記録を発した日となります。

契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、当社の指定する様式および方法で契約を解除できません。投資顧問契約が解除された場合、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。

クーリング・オフ時の注意事項

- ① クーリング・オフの対象は投資顧問契約のみとなり、店頭外国為替保証金取引は対象とはなりません。
- ② 契約解除を申し出る場合、事前に以下の対応をお客様自身で行ってください。
 - ・ 運用中のすべてのストラテジーの停止。
 - ・ 残存するすべての未決済ポジションの決済。
 - ・ 取引口座の残金を全額出金(代表口座へ振替後、全額出金)。
- ③ 契約解除日以降、当社に契約解除の書面または電磁的記録が到着する間にお客様が取引を行った場合、取引によって生じた店頭外国為替保証金取引に係る損益等はすべてお客様に帰属します。
- ④ 契約解除の際、残存する店頭外国為替保証金取引に係るお客様の未決済ポジションは、当社の基準により、お客様の計算において決済します。この取引によって生じた損益等はすべてお客様に帰属します。

契約解除時の注意事項

- ① 投資顧問契約が解除された場合、当社における店頭外国為替保証金取引に係るすべての取引口座も解約となるため、取引口座内の残金は全額出金していただく必要があります。
- ② 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

【租税の概要】

2012年1月1日以降、個人のお客様が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイントの収益)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替保証金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を所轄税務署長に提出します。

詳しくは、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

※復興特別法人税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

【債権の優先弁済権】

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

【投資顧問契約の終了】

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) クーリング・オフ期間内またはクーリング・オフ期間経過後において、お客様から契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記【契約の解除】をご参照ください。)
- (2) お客様が当社の取引口座を解約したとき。
- (3) 当社が、本商品の取扱いを廃止したとき。
- (4) 当社が、投資助言業を廃業したとき。

【禁止事項】

投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) お客様を相手方としてまたはお客様の為に一定の金融商品業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げ行為)を行うこと。
- (2) 当社および当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭・有価証券の預託を受け、または当社および当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること。
- (3) お客様への金銭・有価証券の貸付け、または貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

※当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第95条第2項各号の規定により、上記(1)(3)について、禁止の適用を受けません。

(2022年8月8日改定)

電子取引約款

第1条 (本約款の趣旨)

本約款は、お客様が株式会社FXプライムbyGMO(以下「当社」という)との間でインターネットによる電子通信手段(以下「本システム」という)を利用して外国為替取引、バイナリーオプション取引およびCFD取引(以下、総称して「本取引」という)を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

第2条 (本システムの利用)

本システムは、お客様が契約締結前交付書面を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が本取引を行うための取引口座(以下「本取引口座」という)の開設を申込み、当社がそれを承諾した後に利用できます。

2. 当社は、お客様に本システム利用に使用するお客様ID、初期パスワードを発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。
3. 本システム利用の際は、お客様IDおよびパスワードが必要となります。
4. お客様は、お客様IDとパスワードを管理する責任を負うものとします。お客様IDおよびパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

第3条 (本システムのサービスの範囲)

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、本取引およびこれに付随する行為、または別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラムおよびインターネット接続会社(プロバイダー)あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任で準備いただくものとします。

第4条 (利用時間)

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第5条 (注文または申込の受付・約定)

お客様が本システムを利用して出される注文は、入力内容を当社が受信し確認した時点でその受付が成立したものとします。

2. 当社は、受け付けた注文を所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された注文が受理されたこと、および注文内容と表示内容の一致、また成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。
3. お客様が本サービスを利用した注文内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、

お客様の本サービス利用に際して入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

第6条（出金依頼の変更・取消）

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

第7条（機器等の障害）

お客様の使用される端末機器およびインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からの注文を受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第8条（非常時における対応）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

第9条（免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各号に掲げる事由により生じた損失および損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

(1) お客様、当社および第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動

(2) 通信回線の故障、誤作動および不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様の注文を受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由

(3) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様 ID およびパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて本システムが利用された場合

第10条（禁止事項）

お客様は、本システムの利用に際し、次の各号に定める事項を行わないものとします。

(1) 当社が推奨する手段・手法以外のものを利用して本取引を行うことまたは行おうとすること

(2) 当社が推奨する手段・手法に加工、改変等を行い、それを用いて本取引を行うことまたは行おうとすること

(3) 当社が推奨する手段・手法を操作するためのソフトウェア等（当社が推奨するものを除く）を用いて本取引を行うことまたは行おうとすること

(4) マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止の観点から、海外サーバーなどを経由して取引を行うことまたは行おうとすること

(5) お客様が本システムを利用して本取引を行うにあたり、事前に通知したうえで当社が禁止する

取引

第11条（本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は解除されます。

- (1) お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合
- (2) 当社がやむを得ない事情で利用休止を申し出た場合
- (3) 何らかの事由により、お客様が本システムを利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

第12条（電子交付の同意）

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

第13条（その他）

本約款に規定されていない条項については、本取引についての各約款の各条項が有効であり、適用されるものとします。

(2022年8月8日改定)